

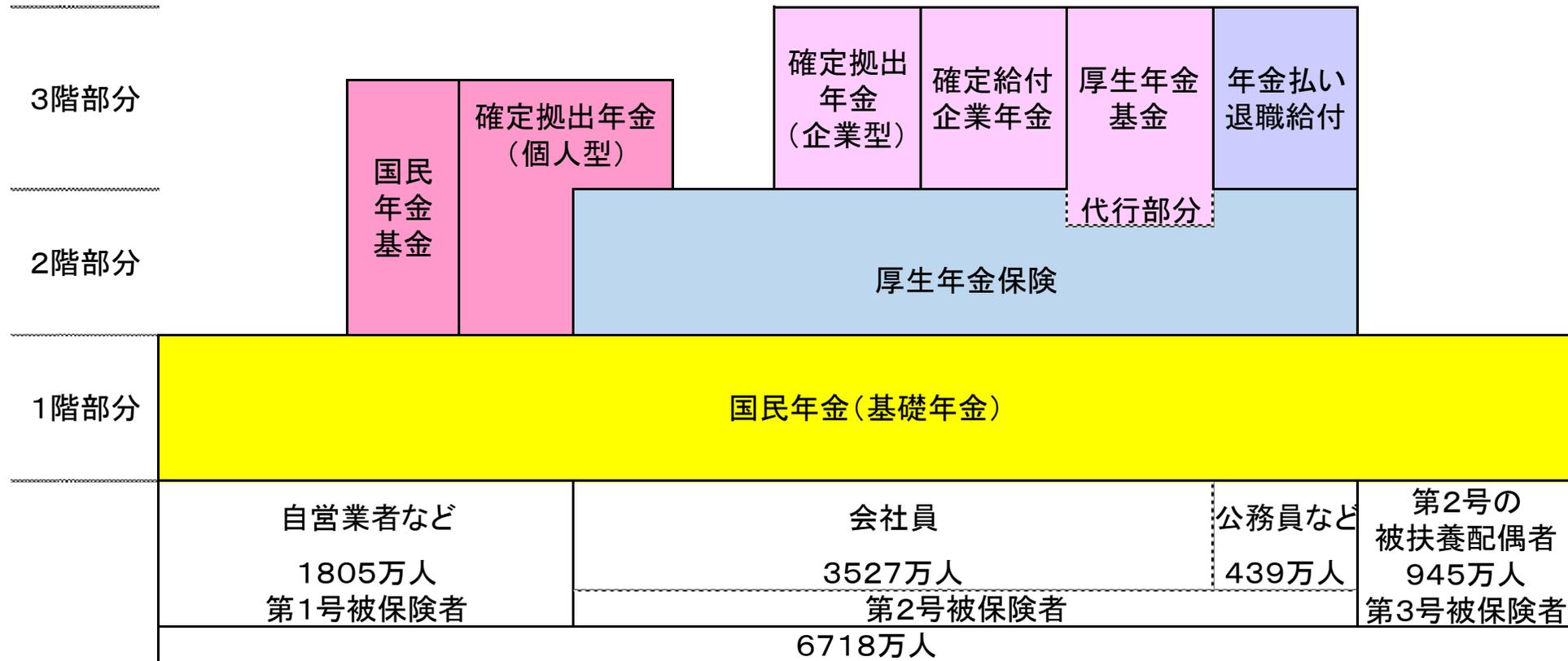
障害年金 知っておきたい 3つのこと



年金研究所コンシリウス

www.kinyuchishiki.jp

<年金制度のしくみ>



< 公的年金の給付 >

	国民年金	厚生年金
老齢給付	(老齢基礎年金) ・65歳以降終身支給 ・保険料納付済み期間などによる金額	(老齢厚生年金) ・65歳以降終身支給 ・保険料納付済み期間、平均標準報酬額による金額
障害給付	(障害基礎年金) ・障害認定後一定の障害の状態にある限り終身支給 ・障害等級に応じた金額 1級 780,100円 × 1.25 + 子の加算 2級 780,100円 + 子の加算 子の加算は 第1子、第2子 各224,500円 第3子以降 各 74,800円	(障害厚生年金) ・障害認定後一定の障害の状態にある限り終身支給 ・平均標準報酬額、加入期間、障害等級による金額 1級 報酬比例年金額 × 1.25 + 配偶者の加給年金額(224,500円) 2級 報酬比例年金額 + 配偶者の加給年金額(224,500円) 3級 報酬比例の年金額(最低保証585,100円)
遺族給付	(遺族基礎年金) ・世帯主が死亡後、子が18歳の年度末まで支給 ・支給額 780,100円 + 子の加算 子の加算は、障害基礎年金と同じ	(遺族厚生年金) ・世帯主が死亡後、結婚などが無い限り終身支給 ・平均標準報酬額、加入期間、障害等級による金額 報酬比例年金額 × 3/4

* 金額は平成28年4月からのもの

<障害年金の支給要件>

	支給要件
国民年金 (障害 基礎年金)	<p>①初診日要件</p> <ul style="list-style-type: none">・初診日が国民年金に加入中・<u>20歳前だったので国民年金に加入していなかった</u>・60歳過ぎたので国民年金に加入していないが、65歳未満で、かつ日本国内に住所がある <p>②障害認定日要件</p> <ul style="list-style-type: none">・障害認定日は、初診日から1年6か月後、または病気やけがが治った日のいずれか早い日・障害認定日において、障害1級、2級に該当していること <p>③保険料納付要件</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料納付期間(免除期間含む)が、加入期間の2/3以上あること。または死亡した月の前々月までの1年間に、保険料滞納がないこと
厚生年金 (障害 厚生年金)	<p>①初診日要件</p> <ul style="list-style-type: none">・厚生年金に加入中 <p>②障害認定日要件</p> <ul style="list-style-type: none">・障害認定日は、初診日から1年6か月後、または病気やけがが治った日のいずれか早い日・障害認定日において、障害1級、2級、<u>3級</u>に該当していること <p>③保険料納付要件</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料納付期間(免除期間含む)が、加入期間の2/3以上あること。または死亡した月の前々月までの1年間に、保険料滞納がないこと

<障害の状態>

	支給の内容など
障害1級	<ul style="list-style-type: none">・身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状のため、日常生活を送るために他人の介助が必要な状態・身の回りのことはかろうじてできるが、活動の範囲が寝室や病室の範囲内である程度 (例)両上肢または両下肢に著しい障害を有する、両眼の矯正視力の和が0.04以下など
障害2級	<ul style="list-style-type: none">・身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状のため、日常生活に著しい制限を受ける状態・日常生活において他人の介助は必要ないが、仕事をして収入を得ることは困難で、行動範囲が家屋内に限定される状態 (例)上肢または下肢の片方の機能に著しい障害を有する、両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下など
障害3級	<ul style="list-style-type: none">・仕事に対して著しい制限が必要か、制限を加えることが必要な状態
障害手当金	<ul style="list-style-type: none">・傷病が治ったのち、仕事に制限が必要か、制限を加えることが必要な状態

<障害年金の注意事項、特別障害給付金>

	支給の内容など
障害年金の注意事項	<ul style="list-style-type: none">①障害状態が解消すると支給は停止②支給停止後3年経過、かつ65歳に達していると失権③「障害状態解消→未納期間多い→老齢年金支給額減少」のリスクを考慮する必要<ul style="list-style-type: none">・障害年金の受給者は保険料全額納付免除となるが、申請により納付も可能④20歳前の障害による場合所得制限があり、一定水準を超えると全額または半額支給停止<ul style="list-style-type: none">・なお、このケース以外に所得制限はない
特別障害給付金	<ul style="list-style-type: none">①初診日に国民年金に加入していなかった人について、福祉的措置として創設<ul style="list-style-type: none">・国民年金制度の発展過程において生じた特別事情を考慮している②支給対象者は、初診日に国民年金に任意加入していなかった下記の人<ul style="list-style-type: none">・平成3年3月以前に国民年金任意加入であった学生・昭和61年3月以前に国民年金任意加入であった会社員・公務員の配偶者③支給額(平成28年度)<ul style="list-style-type: none">・障害基礎年金1級相当 基本月額51,450円(年間617,400円)・障害基礎年金2級相当 基本月額41,160円(年間493,920円)・本人所得が一定額以上の場合は、全額または半額が支給停止・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合は、その受給額を差引いた額を支給

<障害年金と老齢年金・遺族年金の選択・併給>

65歳以降の受給のパターン

1. 障害基礎年金を受けている人が、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けられるようになったとき
 - (1) 障害基礎年金と老齢基礎年金の2つの基礎年金を合わせて受けることはできない
 - (2) 65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金は合わせて受けることができ、次の組み合わせから選択する
 - ①〔障害基礎年金〕+〔障害厚生年金〕
 - ②〔障害基礎年金〕+〔老齢厚生年金〕
 - ③〔老齢基礎年金〕+〔老齢厚生年金〕
2. 障害基礎年金を受けている人が、遺族厚生年金(または遺族基礎と遺族厚生年金)を受けられるようになったとき
 - (1) 障害基礎年金と遺族基礎年金の2つの基礎年金を合わせて受けることはできない
 - (2) 65歳以降、障害基礎年金と遺族厚生年金は合わせて受けることができ、次の組み合わせから選択する
 - ①〔障害基礎年金〕+〔障害厚生年金〕
 - ②〔障害基礎年金〕+〔遺族厚生年金〕
 - ③〔遺族基礎年金〕+〔遺族厚生年金〕

< 労災保険からの障害給付(1) >

	障害等級1～7級	障害等級8～14級
障害(補償)年金	給付基礎日額の各日数分支給 (第1級→第7級/年額) 313、277、245、213、184、156、131日分	—
障害(補償)一時金	—	給付基礎日額の各日数分を一時金で支給 (第8級→第14級) 503、391、302、223、156、101、56日分
障害特別支給金	一時金を支給(第1級→第14級/単位:万円) 342、320、300、264、225、192、159、65、50、39、29、20、14、8万円	
障害特別年金	算定基礎日額の各日数分支給 (第1級→第7級/年額) 313、277、245、213、184、156、131日分	—
障害特別一時金	—	算定基礎日額の各日数分を一時金で支給 (第8級→第14級) 503、391、302、223、156、101、56日分

< 労災保険からの障害給付(2) >

	支給の内容など
介護(補償)給付	<ol style="list-style-type: none">1. 常時介護を要する被災労働者<ol style="list-style-type: none">(1) 親族、友人、知人の介護を受けていない場合<ul style="list-style-type: none">・介護の費用として支出した額(ただし上限104,950円)(2) 親族、友人、知人の介護を受けているとともに<ul style="list-style-type: none">・介護費用を支出していない場合、一律定額57,030円・介護費用の支出額が57,030円を下回る場合、一律定額57,030円・介護費用の支出額が57,030円を上回る場合、支出した額(ただし上限104,950円)2. 随時介護を要する被災労働者<ol style="list-style-type: none">(1) 親族、友人、知人の介護を受けていない場合<ul style="list-style-type: none">・介護の費用として支出した額(ただし上限52,480円)(2) 親族、友人、知人の介護を受けているとともに<ul style="list-style-type: none">・介護費用を支出していない場合、一律定額28,520円・介護費用の支出額が28,520円を下回る場合、一律定額28,520円・介護費用の支出額が28,520円を上回る場合、支出した額(ただし上限52,480円)

障害年金 知っておきたい3つのこと

- ①公的年金では、病気やけがによって障害の状態にある人に対して、障害年金が支給されます。
 - ・国民年金、厚生年金には、老齢給付、障害給付、遺族給付の3つの給付があります。
 - ・障害の状態にある人には障害年金が支給されます。
 - ・障害給付の支給要件は、初診日要件、障害認定日要件、保険料納付要件の3つです。

- ②障害給付は、加入していた公的年金により内容が異なります。
 - ・国民年金(個人事業者等) 障害基礎年金
 - ・厚生年金(会社員等) 障害基礎年金、障害厚生年金
 - ・障害年金は、障害の状態に該当しなくなると支給が停止されます。

- ③労災保険には、障害(補償)給付があります。
 - ・労働者が業務災害、通勤災害で一定の障害が残った場合には、障害(補償)給付が支給されます。
 - ・障害の状態が重度で介護を受けている場合には、介護(補償)給付が支給されます。
 - ・労災保険の障害(補償)給付などは、国民年金や厚生年金との併給が可能です(一部減額あり)。

(データ出所)

以下の文献のデータから当研究所が作成

- ・厚生労働省 年金局 年金財政ホームページ
年金のポイント 平成25年、平成26年、平成27年
- ・日本年金機構 知っておきたい年金のはなし
遺族基礎年金または障害基礎年金を受けられる方へ
障害厚生年金、障害基礎年金を受けられる方へ
遺族厚生年金、遺族基礎年金を受けられる方へ
- ・(公財)労災保険情報センター
労災保険 保険給付等の種類

(免責事項)

本資料は、当研究所が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。本資料は、お客様に対して税金・法律・投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。本資料にある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客様の判断と責任において使用されるものであり、本資料にある情報の使用による結果について当研究所が責任を負うものではありません。本資料は当研究所の著作物です。本資料のいかなる部分についても電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。



株式会社コンシリウス

website www.kinyuchishiki.jp

Email pikapikaskyland@gmail.com